

平塚信用金庫ビジネスWebの被害補償について

平成 30 年 7 月

平塚信用金庫では、平成 26 年 7 月 17 日の全国銀行協会による申し合わせ（法人向けインターネットバンキングにおける預金等の不正な払戻しに関する補償の考え方）の主旨を踏まえ、法人向けインターネットバンキングの不正利用被害について、当金庫所定の補償限度額の範囲内で、被害補償に取り組んでいます。

具体的な補償内容につきましては、お客さまそれぞれのご利用状況やセキュリティ対策の状況を具体的にお伺いしたうえで、個別に検討させていただきます。

1. 対象となるお客さま

平塚信用金庫ビジネス Web をご契約いただいているお客さま

2. 補償の対象

第三者がお客さまのログイン ID・パスワードなどを盗用し、平塚信用金庫ビジネス Web を不正利用したことによりお客さまの口座に生じた損害 ※不正な払戻しにかかる手数料相当額も補償の対象となります。

3. 補償限度額

1 契約者ごとに年間 1,000 万円まで

※年間は毎年 12 月 1 日午後 4 時から翌年 12 月 1 日午後 4 時までの期間とします。

4. 補償期間

補償の検討対象となる不正払戻しにかかる損害は、ご契約者から当金庫へ不正払戻しの被害に関する通知の受理日を含め 31 日間を補償対象期間とします。

5. 補償金額の控除

補償対象金額は前述 3.補償限度額内で、前述 4.補償期間に定める期間内に行われた不正払戻しによる被害額から次に定める金額を控除します。

(1)平塚信用金庫ビジネス Web 契約者が加入する保険契約等から支払を受けた保険金又は共済金

(2)組戻し手続き等により被害額の回収が行われた金額

6. 補償請求受付のための条件

補償を適用する条件を次のとおりとします。

(1) ご契約いただいているお客さまが本サービスによる不正な資金移動等の被害に気付かれた後、当金庫に速やかにご通知いただいている場合

(2) 当金庫の調査に対し、ご契約いただいているお客さまから十分なお説明をいただいている場合

(3) ご契約いただいているお客さまが警察署への被害事実等の事情説明を行い、その捜査に協力されている場合

7. 補償の対象とならない場合

(1) 次のいずれかに該当する場合には全額補償しません。

- ①ビジネス Web に使用するパソコンに関し、セキュリティソフトを導入していない場合、又は導入されていても使用する端末の OS（基本ソフト）やウェブブラウザ及びセキュリティ対策ソフトを最新の状態に更新していない場合
- ②電子証明書を使用していない場合
- ③ビジネス Web 推奨環境以外でパソコンを使用した場合
- ④パソコンを第三者に貸与・譲渡又は担保差し入れしていた場合
- ⑤不正送金が第三者との共謀又は契約者の故意又は他人に強要された場合
- ⑥他人に ID・パスワード等を知らせた場合、又はお客様カード・トークンを貸与した場合
- ⑦従業員等の会社関係者の犯行又は加担した損害の場合
- ⑧個人事業主の場合は口座名義人の配偶者、二親等以内の親族、同居の親族、その他の同居人、又は家事使用人が自ら行い又は加担した損害の場合
- ⑨戦争・変乱又は地震・噴火に基づく著しい秩序の混乱に乗じてなされた行為による損害
- ⑩その他、上記の同程度の過失が認められた場合

(2) 次のいずれかに該当する場合には、補償対象額の全部又は一部について補償しません。

- ①当金庫が推奨するセキュリティソフト（PhishWall プレミアム等）を導入していない場合
- ②トークンを利用したワンタイムパスワードを使用していない場合
- ③ID・パスワードを安易に認知できる状態でメモや電子ファイル等でパソコン・携帯電話等に保存していた場合
- ④利用者番号や暗証番号等の管理が適切に行われていない場合や暗証番号等を定期的に変更していない場合
- ⑤フィッシング画面に不用意に ID・パスワード等を入力してしまった場合
- ⑥その他、上記と同程度の過失が認められた場合

以上